

## 扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防犯意識の高揚及び安全で安心なまちづくりを推進するため、不法に家屋に侵入する犯罪等を未然に防止する住宅対象侵入盗防犯対策（以下「防犯対策」という。）を自ら居住する住宅に実施する者に対し、費用の一部を補助することに関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、現に扶桑町内に居住し、扶桑町の住民基本台帳に登録されている者で、自らの居住用に供している既存の住宅に対して防犯対策を実施する世帯の世帯主又は世帯員（以下「世帯主等」という。）とする。ただし、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。） 、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。） 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は補助対象者としなない。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世帯主等がその居住用の住宅に対して実施する防犯対策のうち、別記に掲げるものとする。

2 前項に規定する防犯対策を実施する世帯主等への同一年度内の補助金の交付は、1世帯につき1回とする。

3 この要綱による補助事業は、令和6年3月31日までに実施する防犯対策とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助事業に要する費用とする。

2 町長は、予算の範囲内で、補助事業の施行又は購入に要した経費（消費税

及び地方消費税を含む。)の額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

(交付申請及び決定)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする世帯主等(以下「申請者」という。)は、扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添付し、当該年度の3月31日までに町長に提出するものとする。

(1) 防犯対策の内容(品名)及び工事日(購入日)が記載された領収書(押印してある原本)等支払の事実が確認できる書類

(2) 防犯対策実施後の写真(設置した機器等の写真及び設置位置が確認できる全景写真)

2 町長は、領収書原本の返還を求められたときは、原本に受付印を押印し、その写しを町が保管し、原本を申請者に返還するものとする。

3 第三者から借上げた住宅に防犯対策を実施し、世帯主等がこの要綱による補助金を申請するときは、あらかじめ所有者又は管理者の同意を得、その同意書(様式第2)を添付するものとする。

(交付の条件)

第6条 防犯対策により生じた問題については、申請者と所有者又は管理者との間で処理するものとし、扶桑町はその責を負わない。

(交付の決定)

第7条 町長は、第5条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付決定(却下)通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第5条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

(交付の請求)

第9条 第7条の交付決定通知を受けた者は、速やかに扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付請求書(様式第4。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

2 補助金は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付す

るものとする。

3 請求書に記載された預金口座の名義が、申請者以外の場合は、その口座名義人の委任状を添付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けようとした者又は受けた者に対し、補助金の全部又は一部を取り消し、扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第5）により返還を命ずることができる。

(財産の処分制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付から1年を経過するまでに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、町長の承認を得なければならない。

(検査)

第12条 町長は、補助事業の実施状況に関し必要があると認めるときは、職員に検査をさせ、又は関係者の意見を聞くことができる。

(危険負担)

第13条 この要綱により補助を受けた防犯対策の実施後に生じた盗難等による損害について、扶桑町は一切その責を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別記（第3条関係）

### （補助対象になるもの）

- 1 玄関、勝手口等の出入り口の扉を、防犯対策に効果のある二重ロック等ができる扉に交換すること。
- 2 玄関、勝手口等の出入り口の錠に補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。
- 3 窓サッシ等のガラスを防犯対策に効果がある防犯ガラスに交換すること。
- 4 窓サッシ等に防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること。
- 5 住居にテレビ付インターホンを取り付けること。
- 6 宅地内の屋外に防犯対策用砂利を敷くこと。
- 7 宅地内の屋外にセンサーライトを取り付けること。
- 8 宅地内の屋外に防犯カメラを設置すること。
- 9 その他防犯対策で特に効果がある対策と町長が認めたもの。

### （補助対象にならないもの）

- 1 防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、門灯等）
- 2 警備会社の委託契約
- 3 護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）

様式第1（第5条関係）

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付申請書

年 月 日

扶桑町長様

住 所

申請者氏名

世帯主氏名

電話番号

—

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策等補助金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 補助事業の内容

2. 取付け又は購入日 年 月 日

3. 所有区分 自己所有 賃貸

4. 補助事業費及び補助金交付申請額

補助事業費 (購入又は取付け金額)	補助率	限度額	補助金交付申請額
円	1 / 2	10,000円	円

※添付書類

- 1 防犯対策の内容（品名）及び工事日（購入日）が記載された領収書（押印してある原本）等支払の事実が確認できる書類
- 2 防犯対策実施後の写真（設置した機器等の写真及び設置位置が確認できる全景写真）
- 3 賃貸の場合は、所有者又は管理者の同意書（様式第2）

※防犯対策により生じた問題(苦情等)については、一切扶桑町には迷惑を掛けません。

申請に伴い、住所要件確認を行うため、住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名

印

様式第2（第5条関係）

同 意 書

年 月 日

扶桑町長 様

所有者(管理者)

住 所

氏 名

下記住宅等の住宅対象侵入盗防犯対策の実施について同意します。  
なお、この防犯対策により生じた問題については、申請者と所有者(管理者)の間で処理し、扶桑町には一切迷惑をかけません。

記

1. 住宅等（いずれかに○印）  
戸 建 ・ 集合住宅
2. 依頼者氏名
3. 住宅等所在地  
扶桑町大字

様式第3（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

扶桑町長

印

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった扶桑町住宅対象侵入盗防犯  
対策補助金については、扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付要綱第7  
条の規定により金 円を交付することを決定（却下）したので  
通知します。

様式第4（第9条関係）

年 月 日

扶桑町長様

住 所

申請者氏名

印

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付請求書

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名	店名	種別	口座番号
農協 銀行 信金	支店	普・当	
フリガナ			
口座名義			



様式第5（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

扶桑町長

印

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金については、当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記の金額を速やかに扶桑町に返還してください。

記

金 \_\_\_\_\_ 円